

# 令和5年度 価格高騰重点支援 給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり3万円

## 給付金の支給時期

各務原市が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。(※書類に不備等がある場合は、さらに時間を要します。)

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

各務原市役所から  
「確認書」が届きます(要返送)  
※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で各務原市に住民登録のある方へ確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和5年7月31日(月)  
～令和5年10月31日(火)

申請時点で各務原市に住民登録のある方は  
申請してください。

【申請窓口】各務原市役所2階 多目的スペース(～9/29)  
各務原市役所1階 社会福祉課5番窓口(10/2～)

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる可能性がある世帯には、各務原市役所から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、各務原市役所に返信してください。

### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税（均等割）非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（各務原市の場合）

家族構成（給与収入の世帯）	非課税相当限度額（収入額）	非課税相当限度額（所得額）
単身または扶養親族がない場合	970万円以下	420万円以下
扶養人数（配偶者含む）が1名の場合	1480万円以下	930万円以下
扶養人数（配偶者含む）が2名の場合	1904万円以下	1250万円以下
扶養人数（配偶者含む）が3名の場合	2360万円以下	1570万円以下
扶養人数（配偶者含む）が4名の場合	2816万円以下	1890万円以下
障害者・ひとり親・寡婦の場合	2044万円未満	1350万円以下

※ 限度額は、世帯員ごとに判定します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに各務原市役所の申請窓口へご提出ください。

（9/29までは2階多目的スペース、10/2からは1階社会福祉課5番窓口へお越しください。）



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

9/29まで

各務原市「価格高騰重点支援給付金」コールセンター  
**058-201-2372** 受付時間 9:00~17:00（土日祝日を除く）

10/2から

各務原市役所 社会福祉課  
**058-383-1125** 受付時間 9:00~17:00（土日祝日を除く）

